

A. 事業者が保有個人データに関して「本人の知り得る状態に置く」

ことが必要な項目（法24条1項）

（注1）「本人の知り得る状態に置く」とは、インターネット掲載、事務所での掲示などで継続して公表することを意味する。

（注2）継続して公表しなくても、本人の求めに応じて遅滞なく回答する方法でも良い。

1. 事業者の名称

2. 保有個人データの利用目的

（注3）個人情報の取得時に、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると求められる場合」（18条4項4号）に当たるとして利用目的の通知、公表又は明示を行わなかった場合でも、保有個人データについては継続の公表等が必要である。

（注4）個人情報の取得時に、インターネット掲載、事務所での掲示などで利用目的を継続して公表している場合で、保有個人データの利用目的がその内容と同じ又はその内容に含まれている場合は、必ずしも新たな措置を講じる必要はない。

（注5）個人情報の取得時に、インターネット掲載、事務所での掲示などでの継続した公表を行わず、本人への利用目的の明示、通知のみを行った場合は、新たに継続した公表等が必要である。

3. 開示、訂正、利用停止、消去等の手続（例文）

- ・請求様式（※）に必要事項を記載の上、〇〇部〇〇（電話番号 FAX メールアドレス）にご請求下さい。
- ・ご請求は、代理人によって行うことが可能です。
- ・ご請求の際、ご本人（又は代理人）を確認するため、〇〇、〇〇をご持参下さい。
（本人確認の例：運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カードなど）
（代理人確認の例：委任状、本人の印鑑証明など）
- ・ご請求を受理した後、ご請求の保有個人データを特定するために必要な事項の提示を求めさせていただくことがあります。
- ・ご請求の内容が「利用目的の通知」あるいは「開示」（存在しないときはその旨）の場合は、一件あたり〇〇円の手数料を頂きます。徴収方法は……。

※ 請求様式のサンプル

請求者本人が識別される保有個人データについての請求書

1. 私が識別される貴社の保有個人データについて、次の項目のうち 印をつけたものを請求します。

- () 利用目的の通知
- () 開示（存在しないときはその旨）
- () 内容の訂正、追加又は削除〔「データ内容が事実とは違うという理由」が必要です。下の2. の部分に理由の詳細をお書き下さい。〕
- () 利用の停止又は消去〔「事業者が利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っているという理由」又は「事業者が偽りその他不正の手段により個人情報を取得したという理由」が必要です。下の2. の部分に理由の詳細をお書き下さい。〕
- () 第三者への提供の停止〔「事業者があらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供しているという理由」が必要です。下の2. の部分に理由の詳細をお書き下さい。〕

2. 請求の理由

- (1) 内容の訂正、追加又は削除の場合
（「データ内容が事実ではない」ことの詳細をご記載願います。）
- (2) 利用の停止又は消去の場合
（「事業者が利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている」こと又は「事業者が偽りその他不正の手段により個人情報を取得した」ことの詳細をご記載願います。）
- (3) 第三者提供の停止の場合
（「事業者があらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供している」ことの詳細をご記載願います。）

3. 私への通知方法は、下の方法のうち 印の方法を選択します。

() 住所地への郵送

() F A X

() E - M A I L

平成○年○月○日

住所

氏名

電話番号

F A X

E - M A I L

4. 保有個人データの取扱いに関する苦情の申し出先

○○部○○（電話番号 F A X メールアドレス）

5. （事業者が認定個人情報保護団体の構成員の場合）認定個人情報保護団体の
名称と苦情の解決の申出先

（社）○○協会

○○部○○（電話番号 F A X メールアドレス）

B. 本人から求めがあったときの事務処理の流れ（公表項目ではな

い)

1. 保有個人データの利用目的の通知を求められたときの手続

〔1〕 事業者が本人に対して

本人が容易かつ的確に利用目的の通知の求めをすることができるよう、保有個人データの特定に役立つ情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置を講じる。



〔2〕 本人が事業者に対して

事業者が定めた受付方法に沿った本人（又は代理人）による利用目的の通知の求め



〔3〕 事業者による、個人情報の特定のための事項の提示の本人への要求



〔4〕 「遅滞なく」通知、又は利用目的を通知しない旨の決定をしたときは「遅滞なく」その旨を通知



〔5〕 本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合またはその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

2. 開示（存在しないときにその旨を知らせることを含む。）を求められたときの手続

〔1〕 本人が容易かつ的確に開示の求めをすることができるよう、保有個人データの特定に役立つ情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置を講じる。



〔2〕 事業者が定めた受付方法に沿った本人又は代理人による開示の求め



〔3〕 事業者による、個人情報の特定のための事項の提示の本人への要求



〔4〕 「遅滞なく」原則として書面の交付による開示（保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む）又は保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは「遅滞なく」その旨を通知



- 〔５〕本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合またはその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

３．本人から、当該本人が識別される保有個人データの「内容が事実ではないという理由による」内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」）を求められたときの手続

- 〔１〕本人が容易かつ的確に訂正等の求めをすることができるよう、保有個人データの特定に役立つ情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置を講じる。
- ↓
- 〔２〕事業者が定めた受付方法に沿った本人又は代理人による訂正等の求め
- ↓
- 〔３〕事業者による、個人情報の特定のための事項の提示の本人への要求
- ↓
- 〔４〕利用目的の達成に必要な範囲内において、「遅滞なく」必要な調査を行う。その結果に基づいて、内容の訂正等を行う。
- ↓
- 〔５〕内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、「遅滞なく」その旨（訂正内容を含む）を通知
- ↓
- 〔６〕本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合またはその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

４．利用の停止又は消去（以下「利用停止等」）を求められたときの手続

- 〔１〕本人が容易かつ的確に利用停止等の求めをすることができるよう、保有個人データの特定に役立つ情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置を講じる。
- ↓
- 〔２〕事業者が定めた受付方法に沿った本人又は代理人による利用停止等の求め
- ↓
- 〔３〕事業者による、個人情報の特定のための事項の提示の本人への要求
- ↓
- 〔４〕その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、

「遅滞なく」当該保有個人データの利用停止等を行う。なお、「利用停止等を行うことが困難な場合」の例外措置の規定あり。



〔５〕内容の全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき、又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、「遅滞なく」その旨を通知する。



〔６〕本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合またはその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

5. 第三者への提供の停止を求められたときの手続

〔１〕本人が容易かつ的確に第三者への提供の停止をすることができるよう、保有個人データの特定に役立つ情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置を講じる。



〔２〕事業者が定めた受付方法に沿った本人又は代理人による第三者への提供の停止の求め



〔３〕事業者による、個人情報の特定のための事項の提示の本人への要求



〔４〕その求めに理由があることが判明したときは、「遅滞なく」第三者への提供を停止する。なお、「第三者への提供を停止することが困難な場合」の例外措置の規定あり。



〔５〕内容の全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき、又は第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、「遅滞なく」その旨を通知する。



〔６〕本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合またはその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。